省　令

○総務省令第四十号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十六条の三第三項ただし書の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月九日

総務大臣　石田　真敏

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（書面による解除の例外） **第二十二条の二の七**　法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 ［一～四　略］ 五　法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況（以下この号において「利用場所状況」という。）及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況（以下この号において「遵守状況」という。）を確認できる措置（次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。）を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定（以下この条において「認定」という。）したものの提供に関する契約（以下この号において「確認措置契約」という。）を締結した場合 ［イ～ハ　略］ ニ　ロ又はハの解除に伴い当該利用者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。 (1)　当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額（当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。）、当該関連契約の締結のために通常要する費用並びに第二十二条の二の九第二号及び第五号に規定する費用に係るものを除く。） (2)　略 ［ホ　略］ ［2～6　略］ （書面解除に伴い利用者が支払うべき金額） **第二十二条の二の九**　法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。 一　書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号から第五号までに規定する費用に係るものを除く。） 二　書面解除に係る電気通信役務が仮想移動電気通信サービス（移動端末設備（携帯電話、ＰＨＳ端末又は無線設備規則第四十九条の二十八若しくは第四十九条の二十九で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。第二十二条の二の十五において同じ。）であつて、当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が次のイ又はロに掲げるものである場合にあつては、それぞれ当該イ又はロに定める額に相当する額（当該	（書面による解除の例外） **第二十二条の二の七**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　［同上］ ［イ～ハ　同上］ ニ　［同上］ (1)　当該関連契約により提供された役務の対価に相当する額（当該役務の提供に必要な工事のために通常要する費用（当該費用として通常請求されるものに限る。以下この号において同じ。）及び当該関連契約の締結のために通常要する費用に係るものを除く。） (2)　同上 ［ホ　同上］ ［2～6　同上］ （書面解除に伴い利用者が支払うべき金額） **第二十二条の二の九**　［同上］ 一　書面解除までに提供された電気通信役務及び当該電気通信役務の提供に付随して提供された有償継続役務であつて書面解除に伴いその提供が中止されたものの対価に相当する額（次号から第四号までに規定する費用に係るものを除く。） ［新設］